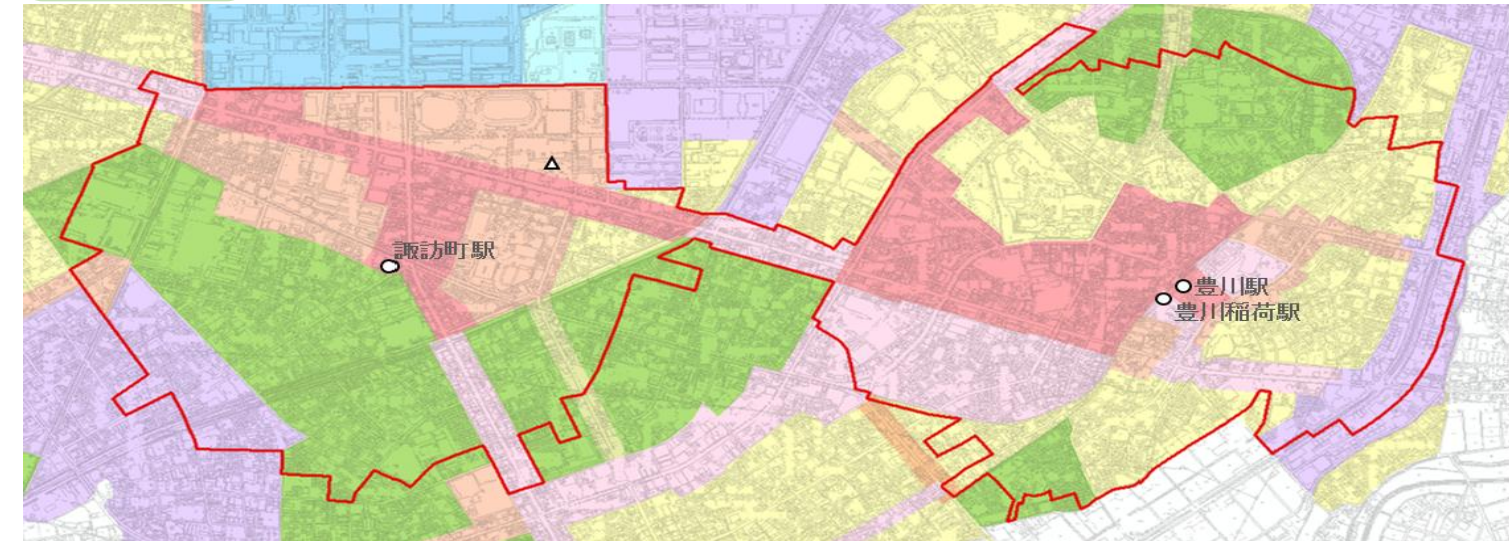
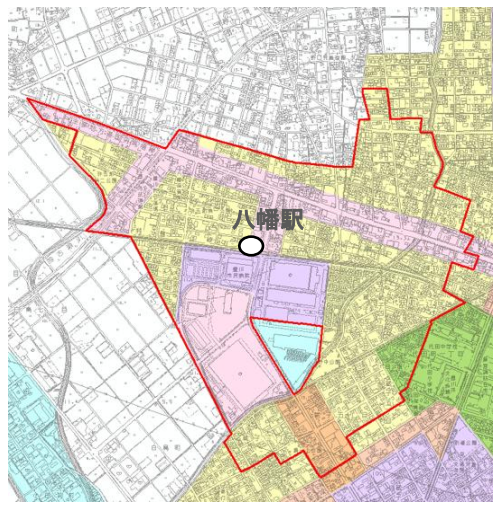


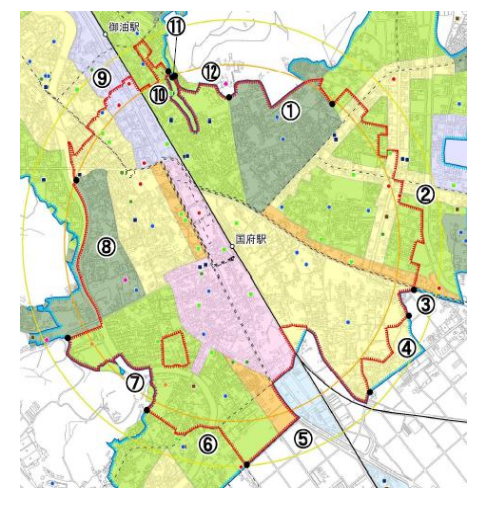
中心拠点



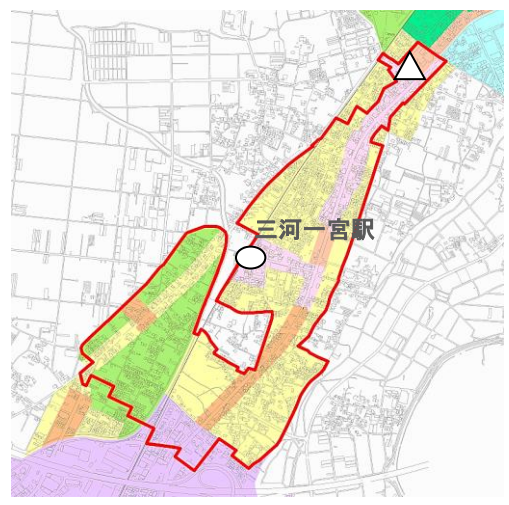
地域拠点 八幡地区



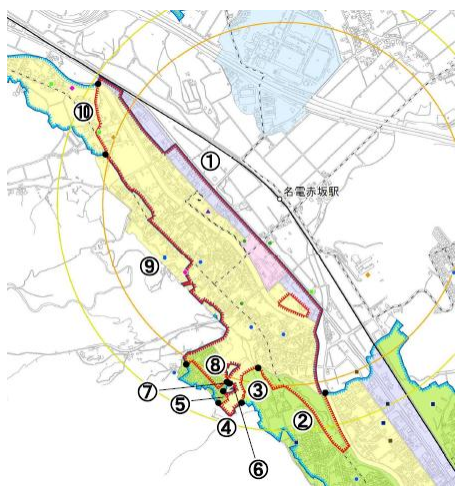
地域拠点 国府地区



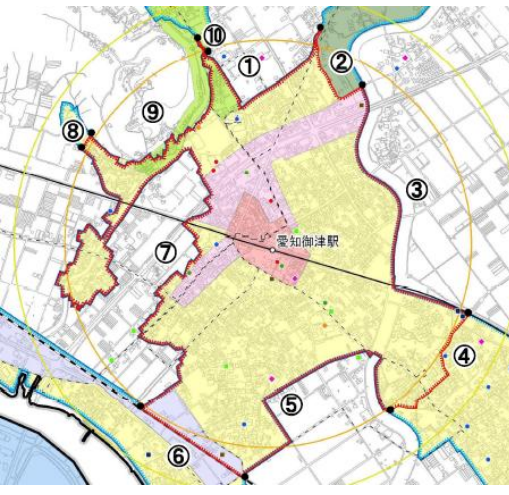
地域拠点 一宮地区



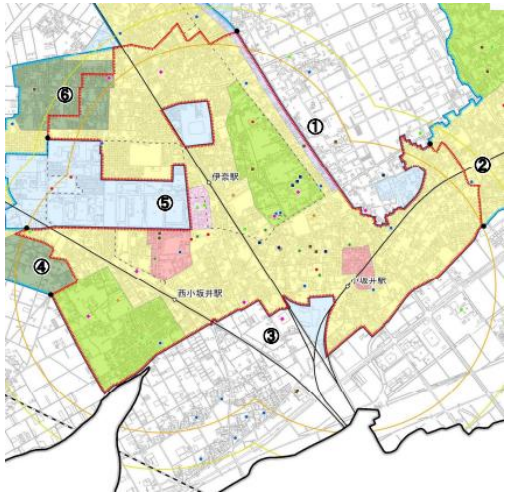
地域拠点 音羽地区



地域拠点 御津地区



地域拠点 小坂井地区



用途地域等

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

都市機能誘導区域とは、豊川市立地適正化計画に基づき設定された区域のことで、中心拠点及び地域拠点の中心となる駅から半径800mの範囲等で設定されています。

凡例

- 都市機能誘導区域
- 鉄道駅
- 市役所・支所

都市機能誘導区域については、豊川市ホームページの豊川市まちなか居住補助金のページからご確認いただけます。

愛知県 豊川市

固定資産税相当額最大3年分
中学生以下のお子さま1人につき
子育て奨励金10万円

安心・安全 まちなかへの転居

豊川市まちなか居住補助金のご案内
(拠点地区定住促進事業費補助金)



※ただし、都市機能誘導区域内でも災害想定区域と重複する場合は、補助対象外です。

1 補助金の概要

豊川市における戦略的な定住促進を図り、もって地域の活性化に資するため、市内の災害想定区域から指定区域に転居する者に対し補助金を交付します。

補助対象者の条件

以下の項目にすべて該当する方は、補助金の交付を受けられることがあります。

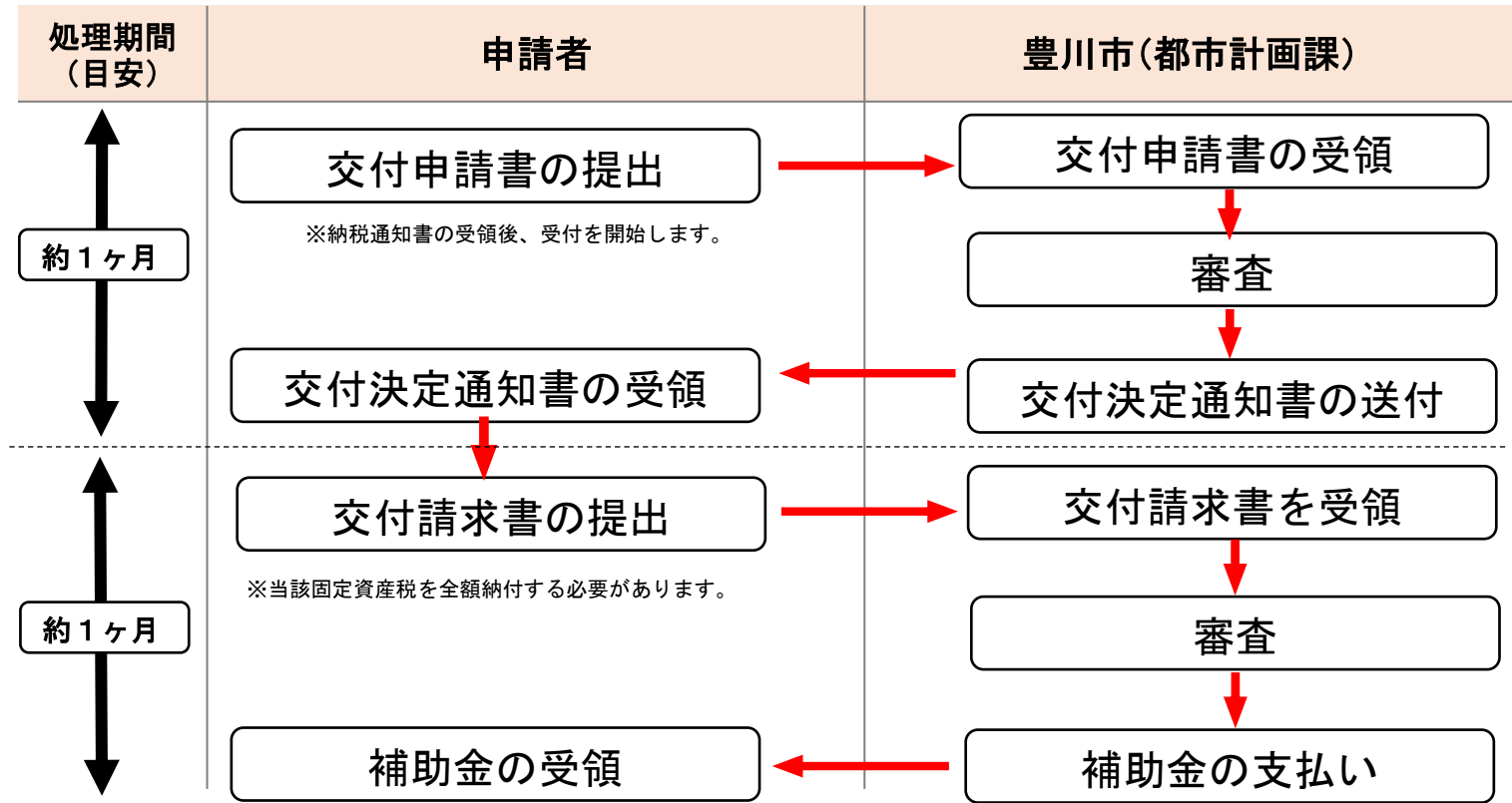
- 市内の土砂災害特別警戒区域等、指定されている災害想定区域内（2 災害想定区域を参照）に家屋を所有して住んでいましたが、豊川市の都市機能誘導区域内（3 都市機能誘導区域を参照）に家屋を取得して転居しました。（新築の戸建て住宅のほか、分譲マンションや中古 住宅等も対象になります。）
- 10 年以上、定住することを決めています。
- 町内会に加入しています。
- 市税等の滞納はありません。
- 暴力団員ではありません。
- 家屋には台所と便所があり、居住の用に供する延べ床面積が80㎡以上あります。

POINT 補助金の金額

項目	内容	金額
家屋	補助対象者の方に、所有する家屋に係る固定資産税相当額を最大3年間補助します。	固定資産税相当額（要件有り）
土地	補助対象者の方に、所有する土地に係る固定資産税相当額を最大3年間補助します。	固定資産税相当額（要件有り）
子育て奨励金	補助対象者の世帯を構成する中学生以下の子に対して、奨励金を交付します。	10万円/人（1回限り）

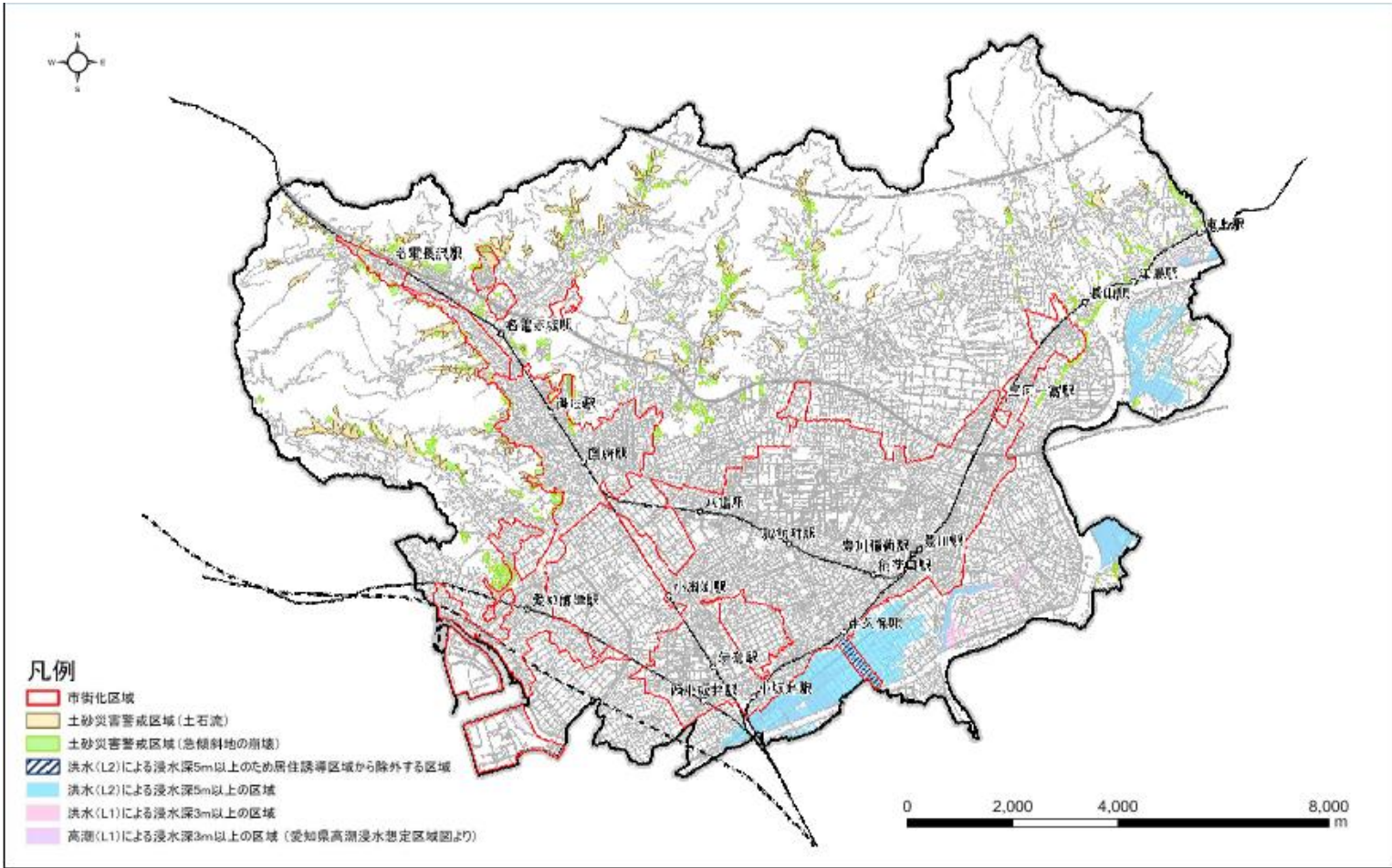
※補助金の算定では、豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付要綱に面積要件等も規定していますので、ご確認ください。

申請の流れ



2 災害想定区域

災害想定区域とは、まちなか居住補助金交付要綱別表1に記載する区域のことで、土砂災害特別警戒区域等の各種災害により被害が想定される区域のことです。
豊川市内の災害想定区域は、下記図面の凡例のとおりです（令和8年4月1日現在）。



⚠ 留意事項

- 災害想定の変更等により、対象区域が上記図面と異なる場合があります。災害想定区域の確認等、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。
- 交付の申請は、当該年度に賦課された固定資産税の納付前に手続きができますので、早めに申請をしてください。
- 申請者は、交付決定を受領した後に、申請内容に変更があった場合は、都市計画課にご相談ください。
- 交付請求書は、当該年度に賦課された固定資産税を全額納付してから提出していただくこととなります。
- 補助金の交付は最長3年間受けることができますが、毎年度、交付の申請を行う必要があります。
- 補助金受領後、10年以内に、転居又は転出及び家屋を取壊す、売却等を行う場合は、補助金を返還していただく場合があります。事前に都市計画課にご相談ください。

《まちなか居住補助金に関する問い合わせ先》
豊川市役所 都市整備部 都市計画課 住 所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
TEL：0533-89-2147 FAX：0533-89-9570 E-mail：tokei@city.toyokawa.lg.jp